

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 5 月
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

1. 改正の趣旨

- 健康保険制度における被保険者の資格の取得については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定により、適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を保険者等に届け出なければならないこととされている。
- 船員保険制度における被保険者の資格の取得については、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 24 条の規定により、船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- 国民健康保険制度における被保険者の資格の取得については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項（第 22 条において準用する場合を含む。）の規定により、世帯主又は組合員は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合に届け出なければならないこととされている。
- 後期高齢者医療制度における被保険者の資格の取得については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 1 項の規定により、被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならないこととされている。
- 今般、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の中間とりまとめにおいて、保険者の資格情報入力の実務負担等への対応として、
 - ・ 資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化すること
 - ・ 保険者は、事業主による届出から 5 日以内にデータ登録を行うこととされたことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）健保則の一部改正

- ① 健保則第 24 条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を規定中に列挙することで明確化すると

もに、適用事業所の事業主が届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。

- ② 資格取得の届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

(2) 船保則の一部改正

- (1) に準じた改正を行う。

(3) 国保則の一部改正

- (1) ②に準じた改正を行う。

(4) 高確則の一部改正

- (1) ②に準じた改正を行う。

3. 根拠条項

- ・健康保険法第48条及び第207条
- ・船員保険法第24条及び第155条
- ・国民健康保険法第120条
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第166条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和5年5月31日
- 施行期日：令和5年6月1日